給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

受付印

（あて先）　輪島市長

令和　　年　　月　　日提出

給与支払者（特別徴収義務者）	住所（居所）又は所在地	〒	特別徴収義務者指定番号		
	氏名又は名称	㊞	こ係のる届連出絡に先	所属課・係	
	個人番号又は法人番号			氏名	
				電話番号	

①退職など異動があった場合は、すみやかに提出してください。

給与所得者		（ア）	（イ）	（ウ）	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	1月1日以降退職時までの給与支払額 控除社会保険料額
氏名		特別徴収税額（年税額）	徴収済額	未徴収税額（ア）－（イ）				
個人番号		円	月分から 月分まで	円		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 育児休業 5. 死亡 6. その他	1. 特別徴収継続 →③を記載してください 2. 一括徴収 →②を記載してください 3. 普通徴収 （残額を個人で納付） →②一括徴収できない理由欄を記載してください	円
1月1日現在の住所			円					円
給与の支払を受けなくなった後の住所								

②退職などで給与を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を**一括徴収**する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定			一括徴収した税額は	一括徴収できない理由
1. 異動が12月31日までで、申し出があったため（　　月　　日申出） 2. 異動が1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記(ウ)と同額）	月分 （納期限　　月　　日） で納入します。	1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で本人からの申し出がないため 2. 5月31日までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額より少ないため 3. その他　理由（　　）
異動者印	月　日	円	円		
	月　日	円			

※退職者の未徴収税額について1月1日から4月30日の間に退職した方の残額については、本人の申し出がなくても退職時に一括徴収することが義務づけられています。なお、それ以外の間に退職された方についても、本人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入してくださるようお願いいたします。

③転勤等による新たな勤務先において**特別徴収継続**を希望される場合は、次の欄にも記載してください。

新たな勤務先					左記新特別徴収義務者へは
住所（居所）又は所在地	〒	特別徴収義務者指定番号			月割額　　円を
フリガナ		こ係のる届連出絡に先	所属課・係		
氏名又は名称			氏名		月分から徴収するよう連絡済です。
			電話番号		